

V. 総 括

揺るぎ出す“山”

生活評論家 三輪昌子

I 男女平等について

* まだまだ「男性優遇」社会

男女平等をどう受け止めるかは、極めて主観的なことであり、特に世代によって、その感覚が異なるのはやむを得ない。しかし、殆どの男女が、実際に暮らしている場（家庭や職場や地域活動）で「男性が優遇されている」と感じている事実は、やはり、『不平等』が日々の営みに根を張っていると言えよう。既に「国際女性年」から4半世紀経ち、人々の意識や社会構造そのものにも、大きな変革へ向けての取組みが進められてきた筈なのに、約78%の人が、『社会全体が「男性優遇』』と感じており、女性では、それが80%を超え、男性でも約75%になる。しかも「男性優遇」を感じる人が、両性とも全世代にわたっている。だからといって「これまでの取組みが不発だった」と考えるのは早計であろう。様々な取組みや意識啓発の結果、それまで“当然”と考えられていたことが「不平等」と改めて認識されるようになったのである。総理府が2000年2月に行なった世論調査（以下全国'00-2）と比べると、奈良県の今回調査（以下今回）の方が男女ともに「男性優遇」を感じている人が多い。これを「奈良県が平等への動きが鈍い」ととるか「意識が進んで、不平等に対して敏感になった」ととるかは、論が分かれるであろうし、また両方の面があろう。ただ、何れにしても、両性平均して8割近い人達が「まだまだ男性主体の社会」と感じていることに、今後の取組みが問われる。

奈良県が1994年に行なった調査（以下前回）と比較した場合、「職場」と「法制度」で「平等感」がやや増えたのは、この間に「男女雇用機会均等法（以下均等法）」の改正や「男女共同参画社会基本法（以下基本法）」の施行など法整備が進み、また奈良県では「なら女性プラン21」が動き出したことも、いくばくかの影響はあろう。ただ「地域活動」での「男性優遇」が平均で4%強（女性では7%）増えているのは、「社会通念、風潮、しきたり」での「男性優遇」の増加と深い関係がある。意識に潜在しているジェンダー（社会的文化的につくられた性別）や性別役割分担意識（男は仕事、女は家庭）が、地域と言う最も身近な『社会』で、明らかな言動になっているから「おかしい」との気付きが出てきたのである。「平等」（約56%）と見られがちな「学校の中」でも、女性では約10%が「男性優遇」と考え、現場に接することの多い30歳代女性（約16%）にその思いが強い。男女別出席簿や、教師の意識の根底にあるジェンダー・バイアス等々を通して「平等」とは言い難いと考えている。気付きが進めば進む程、不平等感はあらゆる分野にさらに強く出てくるだろう。その過程を経て、真の「男女共同参画社会」が築かれていく。

* 男女不平等の根にはジェンダー・バイアスが…

「社会通念、慣習、しきたり等」に人々の多くが感じた「男性優遇」が、そのまま「男女平等が進まない大きな理由」となっている。それに次ぐ「仕事優先の考え方方が強く、支えているのは男性と言う意識が強いから」「育児、介護などを男女が共に担うための体制やサービスが充実していないから」は、全国も上位にあった。ただし前回は「女性の能力を発揮できる環境や機会が十分ではないから」が3位、「育児、介護の体制不備」は4位で、順番の入れ替わりはあっても、その基にあるものは“社会通念に根を張っているジェンダー意識”である。社会通念に対しては、どの世代でも、男性より女性の方が敏感で、ことに20～40歳代では受け止め方の男女差が大きい。彼女たちの約40%は「女性の能力発揮の機会」や「女性の能力に対する適正な評価」が不十分だとも考えている。社会の中堅にいる彼女たちの意思を社会にどう活かしていくかが当面する大きな課題である。

* 握らぐ「性別役割分担意識」

「性別役割分担意識」はジェンダーと一体となって、生き方を定めてきた。男女が喜びも責任も共に分かちあって社会を担う「男女共同参画社会」づくりには、まず「性別役割分担意識の解消」が求められている。今、女性の40%強は「性別役割分担」を否定している。ことに20～40歳代の女性では「否定派」は50%前後となっている。これに対して男性の否定派は、20歳代後半（約55%）以外は各年代とも、女性よりもおよそ10%は少ない。それでも前回よりも、男性全体の「否定派」は約10%増えてはきた。もっとも男女とも約40%は「どちらとも言えない」と迷っている。性別役割分担の問題点を理解しながらも、長年にわたって“当然と思ってきた”意識を変えることが、どんなに難しいかが分かる。

* 家庭内の現実は、やっぱり「性別役割分担」

家庭で行なわれている16の仕事を夫婦がどのように分担しているか、具体的に尋ねた結果は“いわゆる家事・育児・介護”は圧倒的に女性が担っている。つまり、意識では「性別役割分担」に否定的でも、現実では“男は仕事＝有償労働、女は家庭＝無償労働”なのである。よく「日本の妻は欧米に比べ、財布を握っているから地位が高い」と言われるが、それは「日常の家計管理の財布」であって、「資産管理」となると夫の出番が増えている。

総理府が2000年9月に行なった世論調査（以下全国'00-9）では、男女ともに70%強が「男性が家事にかかわるべき」と考えている。また「子どもの世話やしつけ」「親の介護」への男性の参加を考えている男女は90%を超えており、この意識が、奈良県でも、現実の行動に表われてくるのは“時間の問題”と考えたい。

* 男性の家事参加へのバリア

家事や子育てをしたいと思っても、多くの壁があるという男性も少なくない。その第一が今まで当たり前とされてきた“企業社会での働き方”である。「男性が家事や子育てをするためには、企業での労働時間短縮、育児・介護休業の整備が必要」と、60%前後の男女が考えている。「性別役割分担の社会通念等の変革」は男性よりも女性が、「仕事中心の

男性に生き方・考え方の変革」は女性よりも男性が支持している。「男性が家事・子育て・介護等の技術を身につける」「そうした教育や躰をする」「男性が家事をすることに抵抗感を感じない」等々は女性のほぼ半数が抱いている考え方である。「全国'00-9」では「夫婦間の十分な話し合い」が「男性の家事参加」の条件としてトップ（40%強）に挙げられてはいるが、「意識変革」や「労働時間短縮・休暇制度の普及」「企業中心だった社会構造の変革」等が重要と考えている人も、それぞれ30%を超えており、基本法の基本理念「家庭生活における活動と他の活動との両立」が、男性の家庭参加へのバリアをどのように崩してゆけるか、今、問われている。

II 県政への参画について

* 県政での『女性の声』は、まだまだ

「なら女性プラン 21」では、「あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画」を基本目標Ⅱに掲げ、審議会等の女性の登用率（2005年までに30%以上）、行政での管理職への女性の登用、自治体の女性職員の能力向上といった内容を施策に盛り込んでいる。にもかかわらず「県政に女性の意見が反映されている」と受け止めているのは、21%強に過ぎず、35%強が「反映されていない」と考えている。ことに女性では約38%が「反映されていない」と思っている。男女いずれにも「分からない」が半数近いが、これも「女性の声が反映されている」事実・印象がはっきりしていれば、こんな数値にはならない筈である。結局、様々な施策に「女性の意見が反映されての変化・変革」が見えていないと考えるべきである。ことに県東地域で「反映されていない」の声が半数近いのは、地域の持つ社会通念や慣習とも関係が深いのかと思われる。

「全国'00-2」では74%強が「政策などの立案や決定に女性の意見をもっと反映するようにした方が良い」といい、女性の声では77%を超えており、『基本法』や『男女共同参画基本計画』（以下「基本計画」）に先駆けて「なら女性プラン 21」でも、ポジティブ・アクションを掲げているのだから、その実効が急がれねばならない。

* 女性の参画が進まぬ背景には…

なぜ「女性の意見が反映されていない」と、考えられているのだろう。トップに挙がるのは「方針決定の場に女性が少ない」ということ。つまり「なら女性プラン 21」が十分に機能していないと言える。この意見は男女ともに約40%を占め、客觀性が強い。一方、20%を占める「女性の意見に議会や行政機関の関心が薄いから」という女性の声は、重要なポイントである。組織運営自体が「男性優位」であることも、男女の20%強が認めているが、「男性優位」の組織だからこそ「女性の意見に関心が薄い」と考えられる。「女性の側の積極性が不十分」との女性自身の反省も、30歳代と60歳以上にはあるが、それよりも「女性の能力開発の機会が不十分」（20・40歳代女性、40歳代以上の男性）が、今後の取組みの要であるべきである。

「全国'00-2」でも「政策や企画の方針決定」に「女性の参画の少ない」理由として、過

半数が「男性優位の組織運営」を挙げ、これが1位になっている。続く理由としては「女性の積極性」や「女性の能力開発に機会」の「不十分」を挙げる声（いずれも約25%）も多いが、一方では「家族の支援協力が得られない」「家庭・職場・地域における性別役割分担や性差別意識」（いずれも約25%）もほぼ同数で挙がっている。「女性の積極性のなさ」や「能力開発の不十分さ」にしても、“女性にブレーキをかける男性たち”の現状が響いている場合も少なくなく、ジェンダーや性別役割分担が、あらゆる事由の根源に横たわっていると考えられる。

III 女性の人権について

* メディア自体と受け手の姿勢

メディアが人々の意識に刷り込んでいく影響の大きさについては、近年特に問題視されているが、「性表現」の如何は、女性の人権にかかわる重大な課題である。半数以上が感じているのは「女性の身体・姿態を過度に強調するなどの行き過ぎた表現が目立つ」で、女性が男性より更に敏感に受け止めている。次いで「子どもが性について歪んだ意識を持つ」ことを案じる声が高いが、ことに20～40歳代の女性、つまり子育て中の女性にその心配が強い。子どもへの影響の不安は、総じて男性よりも女性の方が大きい。一方「社会全体の性に関する道徳感・倫理観を損なう」と案じるのは、高年男性で過半数となっている。「性表現」の受け止め方は個人差があるが、さらに世代や性によってもかなりの違いはある。しかし「全国'00-9」で明らかになったのは、総理府が1997年に行なった調査に比べて、近年「社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている」と感じている人（約半数）が増えていることだ。こうした考えが、“女性の性”に対しても鈍感になっているのではなかろうか。「女性の性的側面を過度に強調するなど行き過ぎた表現が目立つ」と考える人は、むしろ5%ほど減っているが、「これ位は」といった感覚と、一方では、最近クローズアップしてきたメディアリテラシー（メディアからの情報の意味することを読み解く力）が功を奏し始めたとも考えられる。いずれが大きい原因かは検証できないが、人権感覚には鋭敏でありたい。更に一步進めて、「女性・男性のイメージについて偏った表現をしている」ことにも気づく人はもっと増える必要がある（全国'00-9 19%強、今回15%強）。『基本計画』でもメディアの自主的な取組みを求めていたが、言論の真の自由を守るためにも、メディアの姿勢自体が問われると共に、メディアの受け手自身の「人権感覚」を基としたメディアリテラシーが一層求められる。

* 課題の多いセクハラ状況

「セクシュアル・ハラスメント＝以下セクハラ」と言う言葉が市民権を得たのは1989年。それが「人権侵害」に当たる犯罪的行為であることが、法の上で明らかにされたのは1999年、「均等法」の改正施行で、「職場でのセクハラ防止は事業主の責任」と規定されてからである。したがって80%強が「マスメディアを通してセクハラが問題になっていること」は知っているし、職場での研修等もあって男性の方に認知度は高い。しかし実際にセ

クハラを経験しているのは女性で、中でも 20・30 歳代の女性の 30%近くが“嫌な思い”をしている。さらに「セクハラを受けた人を身近に知っている」「被害者から相談された」のも 20 歳代の女性に多い。フルタイマーの女性では約 24%が経験者であり、見聞きしたり、相談を受けたのは 27%強にもなる。女性の場合、前回と比べ、経験者は約 5 %、間接的な経験では 11%強増えている。この数値の増加は「知ることが気付きとなった」とも言えよう。ただ「これはセクハラだ」と分かったにもかかわらず「抗議した」人より「仕方がないと思い何もしなかった」人が 10%以上多い。さらに女性では「こわくて何もできなかつた」が 11%強、「世間体や今後の不利益を考えると何もできなかつた」が約 8 %強もいることは、実情の難しさと今後への大きな課題を突きつけている。

* 声を挙げにくいDV被害者

ドメスティック・バイオレンス（以下DV）は、近年、その件数が非常に増えてきた人権侵害である。『基本計画』でも積極的な対策の必要性が強調されている。こうした情報がマスコミ等で報じられているので、DVについては男女とも知っている人が多い（約 80%）。セクハラ同様、女性より男性の方がより多くの人が知っている。しかし被害を受けたとしているのは女性が遙かに多く、10%強である。20 歳代に次いで 50 歳代の被害者が多いのは、結婚年数の長さや、これまでの女性が置かれていた状況に起因するのだろうか。身近に被害者を知っていたり、相談を受けたりしているのも女性に多い（約 20%）。暴力を受けた女性が「相手に抗議した」のは約 60%で、セクハラの約 25%よりは、かなり多いものの、30%強は「仕方がない」（21%強）「こわい」（11%強）と、何もできないでいる。「全国'00-9」では「女性への暴力を無くすため対策」として「被害女性のための相談機関や保護施設の整備」を挙げている人が最も多いが、今回の調査では「世間体や今後の不利益」が被害女性に声を挙げさせないことは明らかで、対策を考える上で行き届いた配慮が必要であろう。

* 男性の人権感覚にも問題が…

「レイプ」を「女性への人権侵害」の最たるものと、とらえているのは男女とも 60%を超えており、特に 30 歳代女性では 80%を超えていている。「ストーカー」以外の全項目で、女性の方がより多く「人権を侵されている行為」と感じている。こうした男女の人権感覚のズレが、現実に多くの問題をひき起こしていることにも留意するのが肝要。「女性のヌード写真等を掲載した雑誌」「女性の性的側面をアイキャッチャーにした広告」「ミス・コンテスト」「令夫人など女性だけに使われる言葉」等は少数意見ではあるが、男性よりも女性の方が「人権侵害」と受け止めていることも見逃してはならない。女性をアイキャッチャーにしたり、ヌード写真を掲載することについては、未婚の男性は、あまり「女性への人権侵害」ととらえておらず、こうした意識があるかぎり、メディアでの女性の人権侵害は、自主規制されにくいおそれがある。

IV 少子化・子育て等について

* 少子化対策は社会構造の変革から

出生率低下の原因に、しばしば女性の社会進出やそれに伴う晩婚・晩産が取沙汰される。しかし男女とも 60%前後の声は「子育てや教育にお金がかかり過ぎる」と経済的理由を挙げている。特に 30 歳代女性やパートタイマーの女性では、70%前後にも昇る。もちろん「晩婚や非婚」を理由とする人達も 40%強はいるが、「仕事と子育てを両立できる社会的仕組みの不備」約 43%の方が上回る。「子どもを取り巻く社会状況の悪化」「仕事優先の企業風土」「子育ての負担が母親にばかりかかる」等々は、社会構造の問題に根ざしていることを考えさせられる。「子育ての大変さを強調する風潮」「子育てよりレジャー指向」と言った理由は、男性側からより多く出ているが、むしろ、広い意味での社会構造の変革や、意識の改革が少子化の歯止めになることを、この調査は示唆している。

* 晩婚・非婚の根は社会情勢に

出生率低下と関係があると言われる「晩婚・非婚」については、「独身の自由」「本人や周囲の結婚へのこだわりのなさ」が上位に挙げられている。「経済力のある女性が増えたこと」も過半数が認める所ではある。しかし「経済的基盤がないために結婚する」と言った女性の生き方そのものが、問題視されるべきであり、むしろ女性が経済力を持ち、自らの生き方として「結婚」を選べる社会状勢をつくる必要がある。それでも「結婚後、家事・育児の負担が女性に集中しているから」（非婚を選びたくなる）女性が男性の倍もいることは深く考えさせられる所である。

* 自律・自立への遠い声

「子どもにはどんな風に育ってほしいか」は、親（大人）の生き方の投影でもある。女の子に対しては「思いやり」「素直」「家庭を大事に」等が上位を占め、男の子に対しては「责任感」「思いやり」「家庭を大事に」等が上位を占めている。「思いやり」や「家庭を大事に」は男女双方に望まれているが、その数値にはかなりの違いがある。また女性が望んでいる女の子・男の子像と男性が望むそれとは、やはり微妙な違いがある。女の子と男の子とで、大きな違いが出ているのが「素直」と「责任感」である。女の子には約半数の男女が「素直」を求めており、男の子に「素直」を求めてるのは女性が約 15%、男性が約 22%で、男性の方が「素直な男の子」を望んでいる。一方「责任感」を男の子に求めているのは男女とも 70%弱、女の子に期待しているのは男女とも 40%弱である。「责任感」は社会に生きる人間の必須条件であり、将来の男女共同参画社会の担い手を考える時、女の子への期待の低さは将来の展望を閉ざす大問題と言えよう。また、「自立」の大切さが言われているのに「身の回りの自立」を期待する大人は、女の子に対しても 20%強、男の子には僅か 15%弱に過ぎない。

「前回」とは尋ね方が違うので、一概に比較は出来ないが、女・男どちらの子どもに対しても「思いやり」が大幅に増えている。ことに男の子に「思いやり」を求める大人は、ほぼ倍になっている。一方では「自分の思ったことをやり遂げる」は、女の子で約 30%か

ら 12%に、男の子で約 55%から 20%弱に大きく減っている。今回は「責任感」に組み込まれているのかもしれないが、“自律・自立する人”への展望が見えにくい。

V 女性の生き方・就労について

* 女性の就労に市民権が…

現在、社会人となってからの男性の生き方は、是非は別として、ほぼ単線なのに、女性は様々なレールを走る。しかしその大方が、自らの選択ではなく、やむを得ずだったり、強いられた場合が多い。現状と「かくありたい」と考えることとの間にギャップがあるかどうかを探ったのが、この間である。今、最も多いのは「結婚で仕事をやめ（育児が一段落したら）再就労」のパターン（20%強）。次いで「結婚退職で専業主婦」（16%強）、「出産退職・再就労」（14%強）。「出産後も仕事を続けている」も約 13%はいるが、どれも多いとは言い難い。しかし「かくありたい」では「出産後も仕事を続ける」が断然トップで約 27%もいる。結婚や出産で退職した後、現実に専業主婦なのは約 22%だが、理想は 18%を切っている。「仕事には就かず結婚、即専業主婦」は現状では 3%強いるが、それを望むのは 1%程度である。出産後も仕事をし続けているのは 20・40 歳代の女性と 40 歳代の男性の妻に多い。再就労が 30 歳代に多いのは、再就労の際の「年齢の壁」と関係があるのでないか。

「仕事を続けたい」は、特に 30・40 歳代の女性で高く（約 43%）、妻が仕事を続けるのを望む夫は 20・40・50 歳代で 30%前後となっている。性別役割分担を否定している人達は、男女とも「出産後も仕事を続ける」を望み、女性では約 43%、男性で約 38%を占める。性別役割分担を当たり前として育った 60 歳以上では、男性で 28%、女性で 18%が専業主婦を理想とするが、再就労を含めれば、男性の約 53%、女性の約 45%が「女の就労」を理想としている。問い合わせ方が異なるので、比較しにくいが前回は「家庭を守り、自由時間を趣味や教養にあてるのが良い」がほぼ半数の支持を得、「家事・社会活動・仕事の並立」は 22%程だったのと比べると、『女性の就労』はかなり市民権を得てきたと言えよう。

* 全国平均より低い女性就労率

現在、仕事に就いているのは、男性では、ほぼ 70%だが、30・40 歳代では 90%以上になる。対する女性は、就労率の最も高い 40 歳代での約 64%、30 歳代では 57%強だ。日本の女性の年代別就労率は 30 歳代を底にする“M字型”と言われているのが、この調査でも変形“M”になっている。総務庁の「女性の労働力率調査」と比べると、この調査では、20 歳代の就労率が低く、40 歳代も高いとは言え、全国の 70%には程遠い。県東地域の就労率は約 70%になっているが、他は 40%台である。

* 女性の就労に“家庭・家族”的壁が…

「高齢で就労しない」人以外には、男女とも「年齢制限」が仕事に就けない大きな理由となっている。制限される“年齢”自体が男女では異なる。男性の場合は定年退職後の再

就労だろうし、女性で 40 歳代で 37% がこの理由を挙げているのは、子育て等が一段落しての再就労の壁と考えられる。女性の就労しない特徴的理由は「家事・育児・介護のため」である。「そのために仕事に就けない」か「そのために仕事に就きたくない」の両方があるが、この理由は男性には殆ど見られない。この他にも男性と大きな違いがあるのは「家族が働くことを望まない」「他の家族の収入で十分」「勤務場所や時間が合わない」等だが、その背景には“家族”の意向が見え隠れしている。“家庭・家族”にかかる理由を挙げているのは 30 歳代に多く、「やりがいのある仕事が無い」「勤務時間など条件に合う仕事が無い」「ボランティア等、仕事以外の活動をしたい」は 40・50 歳代に比較的多い。男性では約 10%、女性でも約 7% が「不況」で仕事に就けないとしている。そんな状況の中で、女性も「他の家族の収入で十分」といい切ってよいのだろうか。

* 男性にも強い“育児・介護休業”への希望

現状はどうであれ「基本法」の「基本理念=家庭生活での活動と他の活動との両立」つまり「家庭と仕事の両立」のためには、何が必要なのだろうか。最もも多い声は「育児・介護休業の職場での定着」(男性 55%、女性 52%) で「育児・介護休業を取った人が不利な扱いを受けない」「育児・介護休業中の経済的保障」等、“育児・介護休業”に関することが特に男性から多くの声が挙がっている。男性の育児・介護休業の取得率が低いと言われるが、男性 30 歳代では 70% が、50 歳代では 60% 強が「気がね無く休業できる職場環境」を挙げていることや、40・50 歳代の 30 数% が「休業を取る際、不利な扱いを受けない」を両立の条件としているのは、注目すべきことである。男性が育児休業や介護休業を取ることについて「全国'00-9」では、「約 69% が育児休業を、80% 強が介護休業を取った方が良い」としているが、職場の実情とは、なお隔たりがある。

ところで、男性よりも多く女性が挙げている条件は「働くことへの家族や周囲の理解」である。“性別役割分担”への固執が様々な言動となって、女性の就労にブレーキをかけているといえよう。また「事業所内の保育施設の充実」や「パートタイマー・派遣労働者の労働条件の改善」等が、男性よりも女性から多いのは、働く現場にいる女性の実感の声であろう。

VI 健康・介護について

* “機会”で受診率に大差

活力のある高齢社会を支えるのは、健康への心配りである。ところが、最近 1 年間に健康診断を受けた女性は約 55% で、20 歳代以外は各世代で、前回より僅かながら少なくなっている。また男性より約 20% 少ない。男女の差が特に大きいのは 30 歳代で、女性の受診率は 40% を切る。対して男性は 80% 以上が受けている。この違いは、健康への関心度と言うよりも、“受け易い状況”にいるかどうかだ。働き盛りの男性の殆どは、仕事に就いており、それも雇用労働者が多い。職場での健康診断が高受診率となっている。女性でもフルタイマーでは、80% 強が受診している。就労していてもパートタイマーの場合は受

診率は 55%強で、フルタイマーとの労働条件や環境格差は、ここにも表われている。自営業・家族従業員の場合、男女とも「受けた」より「受けなかった」方が上回り、男性では僅差だけれど、女性では約 10%の開きがある。自営業・家族従業員の女性は、就労と家庭との線引きが曖昧で過労になり易いと言われているが、健康診断の受診率もそうした状況を投影している。

* 無関心と余裕の無さから

受診しなかった人達の半数は「健康で受診の必要性を感じていない」。しかし不必要と言うのは、あくまでも自己判断で、その挙げ句“早期治療”からも遠ざかってしまっている。男女双方で 3 人に 1 人が「時間がない」と「特に理由はない」で、“そのうちに”と考えている内に、受診しないで済んでしまったと言うのが実情だろう。「乳幼児を抱えていて手が離せないから」を挙げたのは女性だけで、核家族の女性の受診率の低さと関係している。男女とも、少数だが「病気が見つかると困るから」の声があることは見逃せない。おちおちと入院などしておられない切迫した状況の人が、特に 30・40 歳代の女性に目立つことを考えねばならない。受診しなかった理由は、前回と殆ど同じだが、「費用がかかる」が倍以上に増え、20 歳代女性では約 23%にもなっている。

* 変化の兆しはあるが、やはり女性に

2000 年 4 月に、介護を“一家庭の私的なことではなく社会全体で担うべきこと”とする「介護保険制度」がスタートした。制度自体の成熟度も不十分でも、制度を利用しつつ、家族が積極的に関わる必要はある。夫の 70% 近くは老後は「妻に世話を」と望んでいるが、妻で「夫に」は 30% 強である。前回、30 歳以上の男性の 90% 前後が「妻」頼りだったのと比べ、今回は選択肢が広がってはいる。一方、妻は前回より更に「夫」を望むのは減り、夫への期待度が最も高い 30 歳代でも 40%（前回約 60%）を切っている。実際に「介護されること」が現実味を帯びてくる 60 歳代以上では、男性の「妻に」は 74% にもなるが、妻の「夫に」は 26% 強に過ぎない。女性では、およそ 4 人に 1 人は「ケア付き住宅等の施設」を望み、40・50 歳代では 3 人に 1 人以上となっている。地域性と無関係に、性別役割分担に否定的な女性は「夫に」、肯定的な男性は「妻に」と考えている傾向が強い。また「肯定的」な女性は「娘」や「息子の妻」を頼りにしている。何れにしても「娘の夫に」は皆無である。「全国'00-9」では「結婚していて現在、親の世話をしている家庭」に「世話は誰か」を尋ねているが、ここでも約 60% が妻であり、夫は約 5% である。ただ、かつてよりも「家族全体」が 3 分の 1 にも増えているのが目立つ。社会全体に“意識”が先行しつつ、現実も変わり出している。

VII 男女共同参画について

* 意外に知られていない対策・施策

「国際女性（婦人）年」（1975）から“女性の人権尊重・地位向上”へと動き出した様々

な取組みは、10 数年経って、男性の人権・生き方への問題提起と共に“男女が対等な関係で共にあらゆる場での責任を担おう”と更なる展開をし始めた。総理府婦人問題企画推進本部が男女共同参画推進本部となったのは 1994 年である。1997 年にスタートした「なら女性プラン 21」では、基本理念に「人間尊重と『男女共同参画社会』」の実現を掲げている。色々な手立て、メディアを通じて、こうした情報はもたらされ、意識・生き方の変革を促している。しかし実際に、比較的よく知られているのは「均等法」「ストーカー行為規制法」(共に約 84%) で、他は「児童ポルノ買春禁止法」が 70% を超す程度である。逆に「なら女性プラン 21」は 70% 強が「知らない」と答える場合である。「男女共同参画社会基本法」を知っているのは 26%、学校現場での男女平等をリードする「混合名簿」も約 60% が「知らない」。たとえ僅かでも、男性より女性の方が「知っている」のは「男女混合名簿」「ポジティブ・アクション」「なら女性プラン 21」だけ。情報への接し方の違いだろうか。

* 情報発信が多いのだが…

「男女共同参画」等を学んだことがあるのは、男性の方が僅かながら多い。男女とも 20 歳代のフルタイマーに比較的多いのは、職場での研修が効果を挙げているのだろうか。自営業では、女性が男性よりよく学んでいるのは、公民館などでの学習に自発的に参加しているからで、業界としての研修等はなお不十分とみられる。

学んだり、知識があると言う人達の過半数が、情報を得たのは、男女ともにメディアからである。やはり男性では「職場での学習会」も多い(約 53%)。「公民館や公的な場」での学習は女性の方が多く、特に 50 歳以上では 70% を超えている。若い世代では学校での学習、なかでも高校の授業や大学の講義がプラスとなっている。20 歳代の女性の約半数と男性の約 3 分の 1 が大学で、また女性の約 40% と男性の 25% が高校で教えられている。「家庭」で知ったのは少ないながら、30 歳代の男女に「家庭で教えられた」が目立つのは、「国際女性年」以降の家庭内の会話や、社会の動きを背景にして育ってきたからと考えられる。

* 行政に求められる実質的支援

男女共同参画社会づくりのために「行政」への最も大きい要望は「社会的な保育・介護」の基盤づくりである。男女ともにそのニーズは高いが、ことに女性では、世代、立場を超えて半数前後が望んでいる。『女は家庭』を実質的に解消していくには、まずそれを具体的に支援する方策が必要だからだ。「女性の就労・職場での均等な取り扱いについての企業への指導強化」も女性からの声として高い。男性も「女性の就労支援」を支持しているが、ほかに「ポジティブ・アクション」や「法、制度の見直し」を求めるものが多い。男性自身の生き方についての「情報提供や企業内教育」への要望は 13% 程度で、女性自身が「女性の生き方への情報提供や交流の場」を求めている(27% 強) の半分以下である。

前回も「県政への要望」の上位を占めていたのは「保育施設・制度の整備」「高齢者等への福祉」で、女性では「保育」と「高齢者福祉」が共に 1 位、男性も「保育」「高齢者福祉」が 1、3 位であった。「21 世紀の最重要課題」と言われる「男女共同参画社会」への“実質的支援”が求められ続けている現実を、行政は強く受け止めるべきである。